

駐 車 場

- 1 施設名 成田市第一・第二・第三駐車場(買物駐車場)
- 2 指定管理者 成田商工会議所
- 3 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
- 4 選定方法 非公募
- 5 非公募理由 施設の設置目的である商業振興のための買物客用駐車場という特殊事情等を勘案して、従来の受託者を指定管理者として指定した方が、より効果的かつ効率的な管理運営が達成できることから、成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第3号の規定に基づき、非公募とする。

6 選定経過

選定手続要項の配布	令和4年 9月 1日～ 9月 7日
申請書類の提出受付	9月 1日～ 9月 14日
第一・第二・第三駐車場専門部会	9月 28日
指定管理者選定委員会	10月 17日

- 7 申請団体数 1 団体

- 8 審査方法 書類審査

9 審査結果

	審査項目	基準	審査結果
経営に関する こと	①申請団体の経営状況	適・否	成田市公の施設指定管理者選定委員会第一・第二・第三駐車場専門部会の委員4名による審査の結果、選定された団体は全ての審査項目について「適」と判断された。
	②申請団体の事業実績	適・否	
	③安全管理についての基本方針	適・否	
	④公共性についての基本方針	適・否	
	⑤熱意や意欲	適・否	
事業計画に関 すること	①施設管理の計画、内容	適・否	
	②施設管理に必要な人員配置計画	適・否	
	③年間事業計画に関する理念、基本方針	適・否	
	④施設の運営方針や条例に規定する事業計画・企画書の提案内容	適・否	
	⑤施設管理及び事業運営経費の収支計画	適・否	

10 審査講評

買物駐車場の指定管理者として、平成18年度からこれまで管理実績が良好であること、安全管理や公共性について適切な理解があり、それに基づいた管理方針を掲げていること、また、

施設の運営については新たにキャッシュレス決済の導入やインボイス制度などにも対応した予算が計上されており、利用者の利便性の向上が図られる事業内容となっていることを評価した。

買物客の利便性向上を目的とした本施設の運営は、表参道の商業活性化に繋がるものであり、商工会議所の事業目的と合わせ、今後も適正な管理運営が期待できる。

11 議決年月日 令和4年12月14日

12 指定年月日 令和4年12月14日